

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める 告示等の一部を改正する告示案について

### 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第191回会合において、「大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第169号）」及び「バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則（第170号）」が新たに採択されたほか、「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第17号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、共通構造部型式指定規則（平成28年国土交通省令第15号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正（省令第22条の4及び第46条の2関係）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動車の前向き座席に頭部後傾抑止装置を備える場合に、その座席位置にかかわらず、当該装置が協定規則第17号（シート及びシートアンカーに係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととする。（省令第22条の4関係）

#### 【適用日】

令和8年9月1日

- ② 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。（告示関係）

|                |   |                |
|----------------|---|----------------|
| 第 16 号第 8 改訂版  | ⇒ | 第 16 号第 9 改訂版  |
| 第 17 号第 10 改訂版 | ⇒ | 第 17 号第 11 改訂版 |
| 第 53 号第 3 改訂版  | ⇒ | 第 53 号第 4 改訂版  |
| 第 94 号第 4 改訂版  | ⇒ | 第 94 号第 5 改訂版  |
| 第 95 号第 5 改訂版  | ⇒ | 第 95 号第 6 改訂版  |
| 第 129 号第 3 改訂版 | ⇒ | 第 129 号第 4 改訂版 |
| 第 134 号改訂版     | ⇒ | 第 134 号第 2 改訂版 |
| 第 137 号第 2 改訂版 | ⇒ | 第 137 号第 3 改訂版 |
| 第 145 号        | ⇒ | 第 145 号改訂版     |
| 第 160 号改訂版     | ⇒ | 第 160 号第 2 改訂版 |

- ③ バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）の年少者用補助乗車装置を備える場合に、当該装置が協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととする。（告示関係）

【適用日】

令和 6 年 6 月 20 日

- ④ 事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録するために備える事故情報計測・記録装置について、従来の乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）についても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たす事故情報計測・記録装置を備えなければならないこととする。（省令第 46 条の 2 関係）

【適用日】

新型車：令和 8 年 12 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 12 月 1 日

## （2）装置型式指定規則の一部改正（第 2 条及び第 5 条関係）

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の（1）②と同様に改める。（第 5 条関係）
- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」（大型車用のもの。以下同じ。）及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」（バス用のもの。以下同じ。）を追加する。（第 2 条関係）
- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協

定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加する。(第 5 条関係)

- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加する。(第 3 号様式関係)

### (3) 共通構造部型式指定規則の一部改正 (第 5 条の 2 及び第 6 条関係)

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 6 改訂版を加えるほか、所要の改正を行う。

### (4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (別表第 1 及び別表第 2 関係)

協定規則第 169 号の新規採択に伴い、「大型車用事故情報計測・記録装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

### (5) その他の関係省令・告示の一部改正

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について、所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール (予定)

公 布：令和 6 年 6 月 14 日 (金)

施 行：令和 6 年 6 月 15 日 (土)

ただし、「事故情報計測・記録装置」及び「年少者用補助乗車装置」に係る部分 (2. (1) ③及び④、(2) ②～④並びに (4) の一部) は令和 6 年 6 月 20 日 (木) 施行とする。